

専決処分第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月26日

八峰町長 堀内満也

令和7年度八峰町一般会計補正予算（第11号）

令和7年度八峰町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,876千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,514,216千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		千円 371,731	千円 40,876	千円 412,607
	1 繰越金	371,731	40,876	412,607
歳入合計		7,473,340	40,876	7,514,216

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		千円 461,393	千円 40,876	千円 502,269
	2 道路橋梁費	258,702	40,876	299,578
歳 出 合 計		7,473,340	40,876	7,514,216

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
20 繰越金	千円 371,731	千円 40,876	千円 412,607
歳入合計	7,473,340	40,876	7,514,216

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
8 土木費	千円 461,393	千円 40,876	千円 502,269
歳出合計	7,473,340	40,876	7,514,216

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			40,876
			40,876

2 歳 入

20款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 繰越金	371,731	40,876	412,607
計	371,731	40,876	412,607

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 前年度繰越金	40,876	1前年度繰越金	40,876

3 歳 出

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 除雪費	千円 78,331	千円 40,876	千円 119,207	千円	千円	千円	千円 40,876
計	258,702	40,876	299,578				40,876

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
10 需用費	6,690	1消耗品費	4,296
		6修繕料	2,394
12 委託料	34,186	1委託料	34,186
		除排雪業務委託料	34,186